

## 5 環境に配慮した市場づくり

排気ガス・廃棄物対策を徹底した環境負荷の少ない市場、ヒートアイランド化や地球温暖化対策の一翼を担う省エネルギー型の市場をつくる。

また、快適な都市空間や親しみのもてる街並みの創出など、地域の魅力を高める景観に優れた市場とする。

市場関係車両の  
削減と排気ガス、  
騒音対策

(1) モーダルシフト等の推進

モーダルシフトや出荷者による共同輸送の推進、買出人や仲卸業者の共同配送の拡大などに取り組み、市場搬出入車両の削減を図る。

(2) 場内搬送車両の削減

卸・仲卸売場、搬出入バース等を一体的に配置した建物内で物流を完結するシステムや、自動搬送機等を活用した物流の機械化を検討し、場内搬送車両を削減する。

(3) 排気ガスの低減対策

ア 排気ガス規制不適合車両の入場は認めない。

イ 場内搬送車両は無公害車とする。

(4) アイドリング・ストップ対策

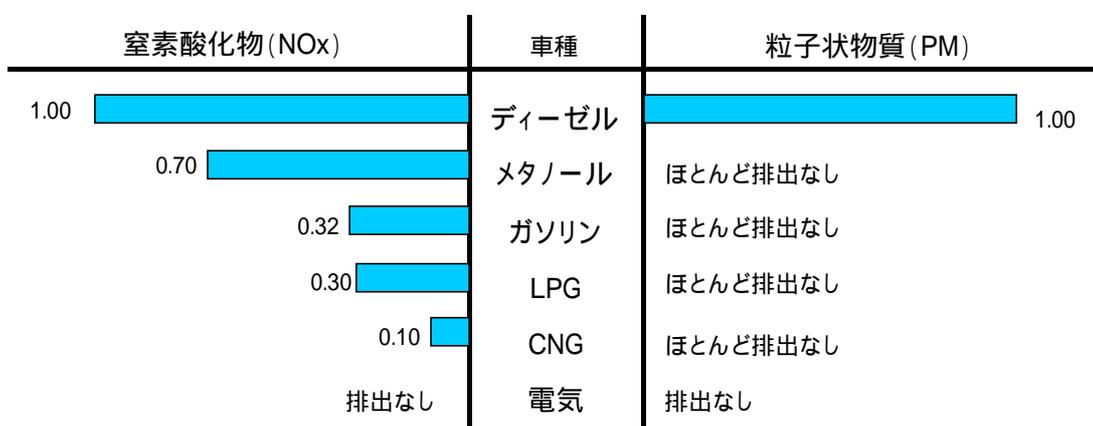
ア 保冷車のための外部電源設備を設置する。

イ 荷積みのために待機するトラックの駐車場、運転者休憩所を整備し、運転者の車内待機によるアイドリングを無くす。

(5) 騒音の抑制等地域への配慮

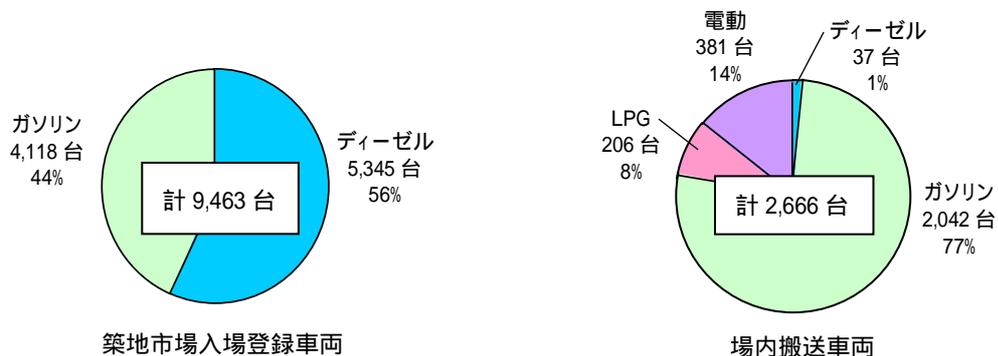
- ア 場内搬送車両の市場外走行は禁止する。
- イ 卸・仲卸売場での荷の搬出入はドックシェルター等を介して行うなど、荷捌きの騒音が屋外に及ばないようにする。

図12 2t車における、燃料ごとのNOx・PM排出量



資料) 中央卸売市場「市場環境白書 2002」平成 14 年 6 月

図13 燃料別車種別車両数



資料) 中央卸売市場「市場環境白書 2002」  
平成 14 年 6 月

資料) 中央卸売市場アンケート調査より  
(平成 15 年 2 月 1 日現在)

廃棄物対策

(1) ごみを発生させない仕組みづくり

ア 分別収集の徹底、不燃物のリサイクル化、生ごみの再資源化等について達成目標を設定するなど具体的方策を検討し、ごみの発生量を抑制する。

イ 産地、市場、小売店を循環する「通い容器」の導入など搬送容器の循環システムの検討や、余分な食品包装容器の見直しを進める。

(2) 先進的なリサイクル設備等の導入

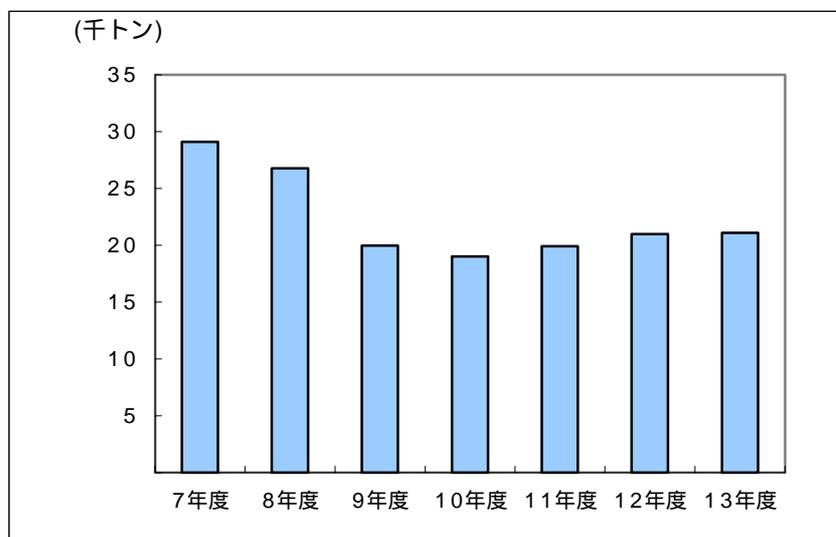
ア 発泡スチロール容器やプラスチック容器等について、リサイクルや再生のための最新鋭設備について検討し、導入を図る。

イ 食品廃棄物をクリーンなメタンエネルギーに転換し、発電に利用するバイオマス事業等の可能性について検討する。

(3) 臭気の抑制等地域への配慮

生ごみの収集、処理を建物内で行うなど、臭気が外部に漏れず、鳥害が発生しない方策を講じる。

図13 築地市場 廃棄物処理量の推移



出典：東京都中央卸売市場調べ

省資源、省エネルギー対策

- (1) 市場施設の整備にあたっては、計画・施工・維持管理の各段階において、省資源、省エネルギーに配慮した施設とする。
- (2) 省資源化のため、ろ過海水や雨水を活用する。
- (3) 太陽光発電等の自然エネルギーの利用や、燃料電池の活用などについて検討を進める。

地域環境に配慮した市場づくり

- (1) 東京の海の玄関にふさわしい良好な景観を形成するよう、屋上緑化や建物デザインに配慮する。
- (2) 市場外周の護岸や緑地は、都民や地域住民が憩い、散策できる空間として整備する。

図14 太陽光発電設備の例



## 6 千客万来の市場づくり

千客万来ゾーンに以下の機能を配置することによって、市場ならではの賑わいを創出する。

買出人、生産者・買出人、出荷者にとっての魅力的な市場とするため、物流の効率化、車両の円滑な入退場の実現等に  
出荷者、流通業者 加え、以下の項目について検討する。  
で賑わう市場

- (1) 中小小売店・飲食店の開業や、魅力ある店づくりを支援するリテール・サポートの仕組み
- (2) 常設の見本売場の設置や新商品情報の発信機能の充実・強化の方策
- (3) 生産者、加工業者、輸出入業者等が消費者ニーズや内外のマーケット情報を入手するためのアンテナショップやイベント会場等の提供

地域に貢献する  
消費者に開かれた市場

- (1) 周辺街区の業務・商業施設と連携を図って、賑わいと親しみのある都民・地域住民・来訪者に開かれた市場づくりを行う。そのため、食関連業者の店舗、料理教室や市場資料館等見学者・消費者のための施設、市場業者の事務所等を千客万来ゾーンに集約配置する。
- (2) 千客万来ゾーンは、5街区の補助315号線、6街区の環状2号線に沿って配置し、流通ゾーンの影響を遮断するための緩衝帯とする。

(3) 千客万来ゾーンの規模、構成内容等については、以下の案を比較検討し、具体化を図る。

ア 市場施設を都民・消費者に開放する場合  
仲卸売場での都民・消費者への生鮮食料品販売を認め、さらに消費者のための料理教室や見学・学習施設等の千客万来施設を整備する。

(想定来場者数：50万人/年、敷地規模：1ha未満)

イ 都民・消費者への市場施設の開放を限定する場合

仲卸売場の開放を特定の日時や入場登録をした者等に限定する。

ウ 買出人の賑わい創出施設と都民・消費者のための施設を一体的に整備する場合

買出人のための開業支援施設や多様な食関連物品を販売する店舗、料理教室等の見学者施設、都民・消費者のための飲食提供施設等を一体的に整備し一般に開放する。

(想定来場者数：150万人/年、敷地規模：3.5ha未満)

図15 商業施設のイメージ図

